

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第38号）（総務局人事部給与課）

1 諸般の状況により、現在実施している市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与の減額措置について、その期間を平成20年3月31日まで延長することとしました。

2 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

上記1の改正は平成19年3月26日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第38号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

第3条中「平成18年12月」を「平成19年12月」に改める。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

第2条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第2条第2号中「助役及び収入役」を「副市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者がその職にある間は、第2条の規定による改正前の京都市長等の給与の額の特例に関する条例の規定（収入役に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

(総務局人事部給与課)